新・女性デジタル人材育成プラン 説明資料 ※主な施策について記載

(令和7年6月10日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)

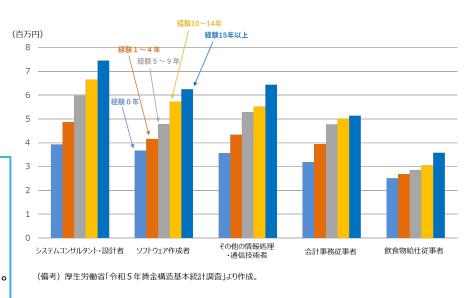
「新・女性デジタル人材育成プラン」のポイント

- ○令和4年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が特に女性の雇用・就業面に多大な影響を及ぼしている状況を踏まえ、就労に直結するデジタルスキルを身につけた女性人材の育成の加速化を目的に「女性デジタル人材育成プラン」(前回プラン)を策定。 育児や介護等により時間的・場所的な制約のある女性が、デジタルスキルを習得しつつ、それを活かして収入を得られるよう支援する取組などは各地で一定の進展。
- ○今回策定する「新・女性デジタル人材育成プラン」では、この3年間におけるデジタル技術の進展を概観するとともに、改めて女性がデジタルスキルを身につけることの意義(※)を整理。これらを踏まえ、基礎的なデジタルリテラシーの習得の支援など、デジタル分野への間口を広く取りつつも、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿をパターン化し、当該パターン別に、デジタルスキル向上やデジタル分野への就業支援などの支援メニューを提示。

(※) デジタル分野は女性活躍の成長分野~女性がデジタルスキルを身につけることの意義~

- ●経験年数に応じた着実な所得向上:デジタル人材として就業し、業界で飛躍。幅広い活躍と高い年収が期待できる。
- ②育児・介護等と両立させた経済的自立の実現:時間的・場所的制約があっても収入を得るための選択肢が広がる。
- ③企業等におけるキャリアアップ等:デジタルスキル習得でキャリアアップ・キャリアチェンジを実現し、一層の活躍・所得向上。
- **②起業の促進**: デジタルを活用することで「やりたい仕事、やりがいのある仕事」を自ら創出。地域で自分らしい活躍を実現。

デジタル分野の人材(女性)の年収(令和5年)



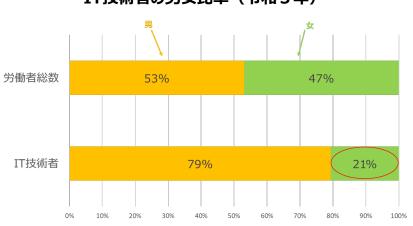
○あわせて、女性がデジタル人材として活躍する上で必要となる、地域における女性デジタル人材の需要の創出や働き方の見直しなど、**社会基盤・環境の整備についても必要な施策を盛り込み、** 女性デジタル人材が多様な形で育成され、かつ存分に活躍できる社会の実現を目指す。

デジタルスキルを活かした女性の活躍パターン別の支援

● 1デジタル人材として就業し、活躍する より高度かつ専門的な教育を受ける機会を提供、女子中高生のデジタルへの親しみ・スキルを職業選択につなげる-

- ○中・高等学校におけるプログラミングに関する教育の充実を図るため、中学校技術・家庭科(技術分野)や高校情報科の指導 体制の充実を推進するとともに、プログラミング教育に関する教員対象の研修会等を実施。
- I T分野を始め、理工系分野における大学生、高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、女子中高生の関心を醸成し、 意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組を促進。
- ○大学等が数理・データサイエンス・A I 教育に取り組むことを後押しするため、これらに関する大学・高等専門学校の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定。
- ○データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のマイナー・ダブル学位プログラムを設定し、人文社会系分野において、データサイエンス・コンピュータサイエンスの素養を持った人材を育成。
- ○25歳以下の若手 I C T 人材を対象として、新たなセキュリティ対処技術を生み出しうる最先端のセキュリティ人材(セキュリティイ ノベーター)を育成。
- ○企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業に おける統計データの有効活用を推進。
- ○統計リテラシー向上の取組として、社会人・大学生を対象に、"データサイエンス"力の高い人材育成のため、オンライン講座を実施。
- ○農業大学校・農業高校等におけるスマート農業等の農業教育の高度化を支援する。農業大学校や農業高校等の学生・指導者や農業者等が、スマート農業について体系的に学ぶことができる環境整備を実施。
- ○林業高校や林業大学校におけるスマート林業に関するカリキュラムの充実に向け、林業経営体や地域が協働して取り組む教育プログラムの実施、オンライン学習教材の作成、教職員サミットの開催を支援。

IT技術者の男女比率(令和5年)



(備考) 1. 厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」より、一般労働者数と短時間労働者数の合計。 2. IT技術者は、「システムコンサルタント・設計者」、「ソフトウェア作成者」、「その他の情報処理・通信技術者」の3職種を 足し、合わけません。

②育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く −時間的・場所的な制約のある女性がデジタルスキルを取得し、それを生かした仕事を得て、所得向上を目指す-

- ○地方公共団体が行う、経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材を育成するためのセミナーや就労に つなげる相談支援、企業とのマッチングへの支援を実施。
- ○公的職業訓練におけるデジタル分野の訓練コースの設定促進等を通じてデジタル人材を育成。
- ○雇用保険被保険者等が、主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に、その費用の一部を支給する教育訓練給付金の 対象講座のうち、A I を含むデジタルスキルに関する講座を拡大。
- ○ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付金の対象となる講座等を受講し修了した場合に、その経費の一部を補助。
- ○ひとり親家庭の親が、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格を含む就職に有利となる資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間における生活費を支援。



地方自治体における講座の様子(兵庫県豊岡市)

③デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る -企業等におけるキャリアアップやキャリアチェンジに資するよう、様々な場面における働く女性のデジタルスキルの習得を支援-

- ○事業主等が行う職業訓練等(IT分野含む)に対し、訓練経費等を助成することによってデジタル人材の育成を支援。
- ○非正規雇用労働者の正社員転換に取り組む事業主に対する助成について、対象労働者がデジタル分野の人材開発支援助成金の特定の訓練修了者である場合、より高額に助成。
- ○デジタル分野等のリスキリングを通じたキャリアアップ支援に向けて、在職者に対してキャリア相談から、リスキリング、転職までを一体的に支援する仕組みの整備に関する民間事業者等の取組を 支援。
- I T・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、 専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定。
- ○地域の企業・産業のDXを加速させるために必要なデジタル人材の育成・確保を推進するためにプラットフォームを構築・運用。
- ○デジタル人材を含む地方創生の本格的な事業展開に必要な人材を育成・確保するため、「地方創生カレッジ」において、実践的知識を e ラーニング形式 により幅広く提供するなどにより、地方公共団体等の取組の加速化・深化を支援。
- ○地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援。
- ○スマート林業に関する研修の実施など林業への新規就業者の確保・育成やキャリアアップ等による定着化を促進。
- ○地域の水産防疫体制を強化するため、獣医師及び都道府県職員(魚類防疫員)等を対象として遠隔診療に必要な技術に関する研修を実施。



スマート林業に取り組む女性(イメージ)

④デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る −起業に必要なデジタルスキルの習得を支援するとともに、デジタルを活用した女性の起業を一層促進・発展させる-

- ○全国各地の男女共同参画センター等において、例えば、デジタルを活用した販路拡大に関する講習の実施など、地域の実情を踏まえつつ、女性の起業の裾野拡大等に向けた取組が進められるよう、地域女性活躍推進交付金を始めとする財政支援により後押しするほか、男女共同参画機構において各地の好事例を収集し、横展開。
- ○男女共同参画機構において、全国的な外部専門人材のデータベースを整備するとともに、適切な人材をマッチングすることで、男女共同参画センター等にお けるデジタル人材育成事業を強化。
- ○外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム(J-Startup)において、女性起業家の割合を2033年までに20%以上とすることを目指す。また、起業を目指す若手人材などを世界のイノベーション拠点に派遣する事業における女性起業家向けプログラムの推進、ディープテック分野での女性起業家の活動の後押しや、未踏事業への女性応募者拡大のための女性修了生等による情報発信を実施。
- ○デジタル技術の活用を含め、新たな事業の立ち上げなど事業展開等に伴い必要となる知識及び技術を習得させるため、事業主等が行う職業訓練等に対し、 訓練経費等を助成。



デジタルを活用して事業展開を図る女性(イメージ)

女性デジタル人材の育成に向けた社会基盤・環境の整備

●地域社会や人々のマインドを変える

- ○女性自身や周囲の人々のデジタルに対する抵抗感を払拭し、女性のデジタルスキル習得のきっかけづくりに取り組む。
- ○経営層のデジタル技術の活用、女性活躍の推進への意識 を高めるマインド改革を促進する。
- ○女性デジタル人材育成の取組を地域社会全体へ広げてい く必要性について、自治体の指導的地位にある層を中心に 意識啓発を図る。

2地域にデジタルの仕事を創る

○女性が地域においてデジタルスキルを活用した仕事に就き、 それが地域経済を活性化させ、地方創生につながるため には、デジタルの仕事が地域に存在することが不可欠であ り、中小企業におけるDXの推進など地域におけるデジタ ル人材の需要の創出につながる取組に対する支援を行う。

❸女性デジタル人材の活躍を支える働き方改革 を進める

○デジタルスキルを身につけた女性が社会で活躍し、所得向上・経済的自立が実現される上で基盤となる、育児・介護等と両立できる柔軟な働き方の推進や長時間労働の是正女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、固定的性別役割分担意識の解消等に取り組む。

2